

休日（土曜日午後を含む）・夜間の救急外来における “新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルス感染症の検査”について

- 休日（土曜日午後を含む）及び夜間における発熱のある患者様の救急外来での新型コロナウイルスとインフルエンザの検査については、以下の場合のみ実施します。

- ① 入院や手術になる場合、又はその可能性がある。
- ② 新型コロナウイルス感染症と診断された方と同居しており有症状。
- ③ 保健所から緊急の検査を指示された場合。
- ④ その他医師が必要と判断した場合。

上記に該当しない場合は救急外来では、新型コロナウイルス検査（抗原、PCR）及びインフルエンザの検査は実施しておりません（患者様のご希望による検査は実施しておりません）ので、ご了解の上受診してください。